

# 白居易「醉吟先生墓誌銘」の自撰と碑刻

戸崎哲彦

## はじめに

周知の如く宋代の『白氏文集』にはいわゆる前後續集本・蜀本系と先詩後筆本・吳本系の一系統があり、兩者の收載作品には顯著な相違が見られるが、その中でも重要な一つが後者に收載の「醉吟先生墓誌銘」である。しかしこの作は李商隱「白公墓碑銘」・『新唐書』本傳や集本所收の他の作品との間に多くの齟齬舛錯が見られる。そこで岑仲勉「臼集・醉吟先生墓誌銘」存疑<sup>①</sup>を嚆矢としてその偽撰が説かれ、また陳寅恪『元白詩箋證稿』の支持を得ても「多くの諸家は岑氏『存疑』の指摘に目をつぶるようにして、『墓誌』を傳記資料として利用している」<sup>②</sup>のであつたが、耿元端・趙從仁兩氏が岑説に反論<sup>③</sup>し、さらに芳村弘道氏が「白居易『醉吟先生墓誌銘』の眞偽」・「白居易の墓誌」完全に破綻を喫した。自撰の「墓誌」ならばそれは後人による一般の「墓誌」以上に高い史料性を有するといえるが、しかし自撰説にはなお未解決の問題があり、また新たな問題も出現する。

その一つが『復齋碑錄』に著録する「唐醉吟先生白公西北巖石碣」

と「醉吟先生墓誌」の關係である。これは偽撰説の重要な根據の一つであるが、自撰説では放置されている。耿氏等は岑氏と同じく地上の碑刻と地下の墓誌という區別に立ち、「只能通過地下發掘來解決」(p 167)、發掘してみなければわからないと匙を投げた。芳村氏は「唐醉吟先生白公西北巖石碣」を「白氏の如何なる文を刻したものか明らかでない」とし、注して「醉吟先生墓誌銘」について「これは神道碑と同じく墓道上に立てる墓碣ではなく、墓中に埋める墓誌銘であるので該當しまい」(p396)とする。宋人による石刻の著録は重要な根據となり得るのであるが、いずれも岑氏説の域を出るものではない。

また、制作年代も重大な問題であるが、自撰を説く者にあつても一樣ではない。早くは清・汪立名「白香山年譜」が「世系」に「按公『墓志』預作於會昌初」という。ただし「開成四年」下に「『舊書』本自撰」・「李商隱の『白公墓碑銘』」等を矢繼早に發表されて偽撰説は完全に破綻を喫した。自撰の「墓誌」ならばそれは後人による一般の「墓誌」以上に高い史料性を有するといえるが、しかし自撰説にはなお未解決の問題があるが、これは『舊唐書』本傳と汪立名の兩説を保持するものである。芳村氏 (p336) は景祐本の題下注「開成四年、中風疾後作」を自注と見做し、『舊唐書』とも整合するとして

開成四年（839）冬説を提示された。こうした撰年の不一致は自撰説の最大の弱點であるといえよう。

「自撰墓誌」であるならば、死去を想定して書かれたものであり、そこには生前つまり過去の事實のみならず、自撰當初における必然の未來に至るまでの假想・非事實が存在し、さらに後人による補筆・改易等も混在していることが豫想される。これらを分明にするには自他の境である制作年代の確定が不可缺である。小稿では宋代の石刻著錄に據つて自撰説に新たな根據を加えると同時に自撰説の展開として新たに浮上して来る問題、制作年代の確定と自他の區別、さらに自撰の背景等について卑見を述べたい。

### 一、「醉吟先生墓誌銘」の異稱とその碑刻

『舊唐書』（開運1年945）本傳に「（開成）四年冬、得風病、伏枕者累月、乃放諸妓女樊、蠻等、仍自爲『墓誌<sup>(5)</sup>』」という。これは我が國の内閣文庫所藏『管見鈔』に抄録されて傳わる景祐四年（1037）杭州刊本所收「醉吟先生墓誌銘」の題下注「開成四年、中風疾後作」と合致する。芳村氏が偽撰説否定の主要な根據とされる所以である。この他にも「墓誌」の存在を告げるものは意外と多い。早くは後唐・孫光憲『北夢瑣言』（天成四年929以後）卷六に「『自撰墓誌』云々與彭城劉夢得爲詩友。」殊不言元公<sup>(6)</sup>と見える。ただし引用の文は景祐本・紹興本の「醉吟先生墓誌銘」や『文苑英華』卷九四五所收の白居易「自撰墓誌」に見えない。このような重要な内容にして九字にも及ぶ長句が諸本ともに逸脱して傳わって來たとは考えがたい。つとに南宋・陳振孫『白文公年譜』が「開成三年」の條で注意して「按此非『墓誌』語、乃『醉吟傳』中語」と批正しているように、「醉吟先生傳」

に同句が見え、かつそれには空友如滿・山水友韋楚・詩友劉夢得・酒友皇甫朗のみを擧げて元稹への言及が見えないから、「醉吟先生傳」の誤りであると断じてよい。しかしそうであるにしても五代において「自撰墓誌」の存在が知られていたことは明らかである。陳振孫は『北夢瑣言』の完本を見ており、所引部分は今本と同じ。また、北宋・馬永易『元和類纂錄』には「『醉吟先生傳』及『實錄』皆謂『居易、會昌六年卒』」というが、「醉吟先生傳」には末尾に「于時開成二年（838）」と明記されているから「會昌六年（846）」の記事はあるべくもなく、會昌六年卒説は「醉吟先生墓誌銘」と李商隱「白公墓碑銘」に見える。「醉吟先生墓誌銘」と「醉吟先生傳」は共に自撰にして題も酷似しており、しばしば混同されることがあつた。

この他にも名稱は異なるが、宋代の石刻著録の中にそれらしきものが窺える。南宋・陳思『寶刻叢編』（紹定五年1232）卷四「洛陽縣」の轉載する所によれば、王厚之（1131-1204）『復齋碑錄』には次のように著録されていた。

唐醉吟先生白公西北巖石碣・樂天自著墓碣也、白敏中書、會昌六年十一月立。

その後、既出の石刻資料を集めて書者別に改編した南宋・無名氏『寶刻類編』卷六が著録する所も基本的に同じである。偽撰の立場から論陣を張った岑氏（p280）もこの著録を見逃さない。しかし「醉吟先生墓誌銘」にいう葬地「華州下邽」と石碣の所在地「洛陽縣」との不一致、墓上に立てる「碣」と穴中に納める「誌」との不同を擧げ、「醉吟先生墓誌銘」が「自著墓碣」の石本から録されたものではないと結論した<sup>(8)</sup>。では、この「唐醉吟先生白公西北巖石碣」とは一體何なのか。これこそ「醉吟先生墓誌銘」に違いない。以下、岑氏説に對す

る反論を述べる。

まず葬地の不同については、「舊唐書」本傳に「遺命不歸下邦、可葬於香山如滿師塔之側、家人從命而葬焉」というのによつて容易に解決可能である。遺言に従つて龍門香山に埋葬したが、本來は下邦への歸葬が考へられていたのであり、正に「醉吟先生墓誌銘」が生前の自撰であることを證する。これは耿・芳村兩氏のすでに説く所であるが、「碣」と「誌」の不同の問題については岑氏と同じ理解に立つてゐる。じつはこれも證明可能である。ただ碑刻の著錄が多く且つ名稱が異なるために、考證はやや複雜になる。まず記録が仔細で比定可能なものから見てゆけば、趙明誠『金石錄』（政和七年[1117]卷十「目錄」）に次のようにいふ。

唐醉吟先生傳并墓碑<sup>(1)</sup>・傳、白居易自撰碑、唐李商隱撰。譚邠正書。大中五年四月。

これは「唐醉吟先生白公西北巖石碣」が「白敏中書、會昌六年十一月立」であったのとは明らかに別物であり、したがつて「寶刻叢編」・『寶刻類編』も兩者を區別して著録している。「李商隱撰」の「墓碑」とは『唐文粹』卷五八・『樊南文集詳註』卷八等に收める「唐刑部尚書致仕贈尚書右僕射太原白公墓碑銘并序」を指すこと疑ひない。次に、鄭樵『通志・金石略』（紹聖三年[1061]卷中）には

白居易墓誌・  
刑部尚書致仕白居易碑・譚邠書。

という二行の記載が見える。『金石錄』・『寶刻叢編』等のいう「醉吟先生墓碑」の稱は「醉吟先生傳」との併記によつて官銜等を省略しているであろう。注目したいのは前行の「白居易墓誌」であり、これも略稱であるが、「醉吟先生傳」・「醉吟先生墓誌銘」あるいは先の「醉

吟先生白公西北巖石碣」、さらにはそれら以外の第四のもののいずれであるうか。「白居易墓誌」が「刑部尚書致仕白居易碑」と同じく末尾の「譚邠書」に係ると解するならば、『金石錄』等の著録に照らして「醉吟先生傳」を指すことになるが、「傳」と「墓誌」は體裁を異にしており、かつ「墓誌」は土中・墓穴に埋められ、「碑」・「碣」は地上・墓側に立てられるという相違があるから、「醉吟先生墓誌銘」・「自撰墓誌」を指すと考えられる。次に、これらの異稱の關係を明確にできるのが北宋・朱長文（1039-1098）『墨池編』卷六「碑刻」の「唐碑」の著録である。<sup>(2)</sup>この史料は、白居易研究に限らず、注意する者は少ないが、北宋人による唐代石刻の記録として極めて重要である。それに次のようにいふ。

唐白居易碑・白敏中書。

撰者が明記されていないが、「醉吟先生白公西北巖石碣」と同じく白敏中の書にして同じく碑碣の類であるから、同一物と見做してよい。たしかに岑氏がいうように「墓碣」と「墓誌」は設置形態が異なるが、共に自撰であつて内容も共に生前の記録であり、さらに「白敏中書」が「復齋碑錄」にいう「會昌六年十一月立」「洛陽縣」であるのは李商隱「墓碑」に「會昌六年八月薨東都、贈右僕射。十一月遂葬龍門」という時間・地點ともに一致する。「醉吟先生墓誌銘」は『墨池編』では「碑」と呼ばれ、「復齋碑錄」では「碣」と呼ばれているが、「碑」と「碣」は品階による形態の相違に過ぎない。五品以上の「碑」の「龜趺螭首」（唐「喪葬令」）ではなく、簡素な造りであつたために「碣」と呼ばれたのである。「樂天自著墓碣」である「醉吟先生白公西北巖石碣」こそ今日の「醉吟先生墓誌銘」に他ならない。同様のこととは筆記の類の中にも窺える。

南唐・張泊『賈氏談錄』（開寶二年970）に「有司請謚。上曰：

“何不取『醉吟先生墓表』看。”卒不賜謚。

弟敏中奏立『神道碑』、北宋初・錢易（968-1026）『南部新書』卷己にも「白傳、大中〔會昌〕

末、<sup>(13)</sup>曾有諫官上疏請謚。上曰：‘何不取『醉吟先生墓表』看。’卒不賜

謚。從父〔祖〕弟敏中在相位、奏立『神道碑』、文即李義山之詞也”<sup>(14)</sup>と

いう。この「李義山」の「神道碑」は李商隱「唐刑部尚書致仕贈右僕

射太原白公墓碑銘」を指す。なお、「唐文粹」卷五八は同題「唐刑部

尚書致仕贈右僕射太原白公墓碑銘」として收め、卷首目録では「唐刑

部尚書致仕白居易神道碑」に作っているが、「墓碑」・「神道碑」とも

に地上の碑刻である。それとは別に「醉吟先生墓表」があり、これを

根據として賜謚しなかったことを告げているが、それは他でもない

「醉吟先生墓誌銘」中の「無請太常謚」の一文である。ここでも墓穴

にあるべき「墓誌銘」は地上に刻立されるべき「墓表」と稱されてい

る。

また、これも筆記の類であるが、『南部新書』卷庚に「白傳葬龍門

山、河南尹盧貞刻『醉吟先生傳』立於墓側、至今猶存<sup>(15)</sup>といい、明・

嘉靖二年（1523）白自成「白氏重修譜系序」を有する顧學頡編纂『白

居易家譜』（中國旅遊出版社1983年）「白氏先人年事實錄」の「大中三

年（849）」の條にも「李商隱書<sup>(16)</sup>撰」『墓誌碑銘』立碑於正。河南尹

盧貞刻『醉吟先生傳』於左」という。河南尹盧貞が刻立に關與したの

であれば、會昌四年（844）秋に廣州刺史から河南尹に移り、五年中

までは在任していたことは石刻によつて確認可能であるから、それは

大中五年（851）立の「醉吟先生傳」ではなく、會昌六年立の白敏中

書「唐醉吟先生白公西北巖石碣」でなければならない。ここにも「醉

吟先生傳」と「醉吟先生墓誌」の混同が見られる。

白居易「醉吟先生墓誌銘」の自撰と碑刻

このように異種として「自撰墓誌」・「自爲墓誌」の他に「醉吟先生墓誌銘」・「白居易墓誌」と「醉吟先生白公西北巖石碣」・「自著墓碣」・「白居易碑」・「醉吟先生墓表」等、多くの名稱が使われているが、實際に存在した石刻は恐らく「醉吟先生傳」・「刑部尚書致仕白公墓碑銘」・

「醉吟先生白公西北巖石碣」の三種であろう。名稱が異なるのはひとえに、墓誌銘として自撰されたのであつたが實際には墓中ではなく、

地上に刻立されたために碑・碣・表などと呼ばれたことに起因する。

ただし、墓誌の類が碑碣として併用されることは當時行われており、特殊な例ではなかった。たとえば韓愈撰の「柳子厚墓誌銘」は碑刻さ

れて墓前にも立てられていた。今、碑題の中で「唐醉吟先生白公西北巖石碣」・「樂天自著墓碣也」は「碣」と呼ぶ他に、號と敬稱が使われて

いる點、具體的な所在地が示されており、今日の地理にも符合する點において信憑性が高い。<sup>(17)</sup> いっぽう「白居易墓誌」・「唐白居易碑」は長文であるのを嫌つて簡潔な通稱に從つたものである。そこで以下では便宜上一律に略稱「自撰墓誌」を用いることとする。

白居易「自撰墓誌」の存在は五代・北宋において廣く知られており、かつ「自爲墓誌」・「自撰墓誌」・「自著墓碣」というように自撰と考えられていた。また、會昌六年十一月の葬時に白敏中の書をもつて香山西北巖の墓側に刻石されており、石本も傳わっていたはずである。石本は自撰當初のもの、あるいは全集七五卷本所收のものと違ひ、後人の手が加わっていることは容易に想像し得るが、これをもつて偽撰と看做することはできない。岑氏は「[誌]非錄自石本」というが、今日に傳存する「自撰墓誌」は石本を多分に反映しているのではないかろうか。齟齬の多くはその際に發生したものとは考えられないか。以下、

この點について「自撰墓誌」の本文に即して考察を加える。

## 一、白居易「自撰墓誌」の記載矛盾

白居易「自撰墓誌」が存在していたことはすでに事實であるが、その記載内容には生卒年をはじめ、李商隱「白公墓碑」・『新唐書』本傳や集本の作品等との間に齟齬舛錯が多い。偽撰の説かれる所以である。自撰であるならばそればかりに説明すべきか。すでに耿氏・芳村氏が考證しているように、岑氏が提示した十條の存疑のうち、「先大父」が「先大夫」、「朝奉大夫」が「朝散大夫」、「先大父夫人」が「先太夫人」、「姪孫」が「姪子」の誤りである等々、文字の異同に關するものは抄傳上の訛誤であると斷じてよいとしても、問題は

……累贈刑部尚書、右僕射。……始自校書郎、終以少傳致仕。……前後歷官三十任、食祿四十年。……前後著文集七十卷、合三千七百二十首、傳於家。又著『事類集要』三十部、……。大曆六年正月二十日生於鄭州新鄭縣東郭宅、以會昌六年月日終於東都履道里私第、春秋七十有五、以某月日葬於華州下邽縣。……啓手足之夕、語其妻與姪曰：「吾之幸也、壽過七十、官至一品。……」……生天地中、七十有五年。

という事跡とその年代に關する、自己矛盾を含む多くの牴牾である。それは凡そ後人による抄書傳刻上の訛誤と、作者自身が死期に思いを馳せて豫想・願望したが後に實際と異なったという事實との乖離の二類に分けられようが、問題を複雜にしているのは後者に後人による補筆・改易の類が混在していると豫想されることにある。

**生卒年**：「自撰墓誌」の大曆六年出生説を誤謬とするのは、併の偽撰説に止まらず、今日の通説となつてゐる。「香山居士寫眞詩」序の「元和五年……時年三十七[九]」の如き例もあるにはあるが、他の多

くの作品に徴して疑いの餘地はない。いっぽう卒年「會昌六年」は李商隱「白公墓碑銘」・『新唐書』本傳の記載と一致し、また先の碑刻の著録にも合致する。つまり「自撰墓誌」では享年に一年の誤差が生じるわけである。しかし死去を待つて知られる事項は「墓誌」自撰の時點で書かれるべくもなく、それが事實に符合するということは、その部分が後人の補筆であることを自ら證するものに他ならない。ただ李「墓碑」が「會昌六年八月薨東都」というのに對して「自撰墓誌」が「會昌六年月日」といつてその月日に及ばないのは原文が「某年月日」であったことを想像せしめ、些か信憑性を與える表記ではある。これに對して生年の方は逆に自撰者の誤るはずのないものであるから、「自撰墓誌」の「六八」は後人による「七」の訛字と斷定してよい。以上はほぼ自撰説の一一致する所である。ただ臆測を述べれば、これは『舊唐書』が「大中元年卒、時年七十六<sup>①</sup>」に作つてることと關係がありはしまいか。『舊唐書』にいう卒年によつて生年を求めれば大曆七年となり、これ自體は誤りではないが、「自撰墓誌」が生年を「大曆七年」に作つて卒年を葬年と同じく「某年月日」に作つていた、あるいは石碑が漫漶たる状態にあつたために、他の史料あるいは今日散逸している詩文によつて推斷したとも考えられる。『新唐書』は李「墓碑」を使つてゐるが、『舊唐書』が「自撰墓誌」を使つてゐること、さらに今日知られない詩文をも資料としていることは後に考察する所によつても明らかである。

壽過七十と春秋七十五・年齢を明示するのが「壽過七十」と「春秋七十有五」である。後者は先の卒年の明記と同じく後人の改易であること明らかであるが、「啓手足之夕」は今わの際をいうものであり、「壽過七十」は「五」を誤脱したと考えなければ整合しない。ただ

「過」について英華本の校語は「一作登」と告げているから、それ以外の字や誤字があった可能性も否定できないが、芳村氏（p364）が「もと」「近」を作っていたのを「過」に改めたものと思われる」と推定されるのは開成四年説に立った上で近い字形を求められたのである。訛脱がないとすれば、「過七十」と「登七十」は意味に大差はない。七〇過ぎ、七〇代を謂う。「五」の脱字がなければ、後人の補筆ではなく、自撰時に想定された最期の年である。七〇歳は會昌元年（841）に當たる。

終以少傅致仕：致仕の官名と年代の矛盾も偽撰説の根據の一つである。この「致仕」は「自撰墓誌」執筆當初の白居易自身の願望であり、後に裁可された「刑部尚書致仕」とは異なる。そもそも白居易は早くから七〇歳を人生の節目として強く意識し、致仕を決心していた。七〇歳を口にのぼすことしばしばであり、現存の詩文中で「七十」・「七旬」・「開第八秩<sup>(3)</sup>」等、凡そ七〇歳をいうこと、四〇回を超える。「古稀」・「致仕」・「懸車」等を含めば更に多い。ちなみに「六十」歳をいうことが一〇回に満たないとの比較すればその特異なことが知られる。七〇歳をかくも強く意識するのは、「人生七十稀、我年幸過之」（『對酒閑吟贈同老者』詩）、古來稀な長壽、人生の關門という認識があつたからだけではない。七〇歳は官人としての節目でもあった。とともに花房英樹氏『白居易研究』（世界思想社1971年）は「かつて翰林にいたころ、「秦中吟」の「不致仕」を綴り、杜佑を風刺して、「七十にして致仕するは、禮法に明文あり」と吟じていた。今、自らがその齢となり、かつての主張の通りに、進退を定めた」（p83）と指摘し、平岡武夫氏『白居易』（朋友書店1998年）も「秦中吟十首」の「不致仕」詩と同様の發言が「高（郢）僕射」詩にも見える」とによつて

「白居易にもやがては訪れてくるその日の進退について、この人にならうことひそかに心にきめたのであ」（p251）り、「病氣休暇は百日を與えられ、それが終ると停職になる。それは致仕ではない。しかし白居易にとつては致仕につらなる預定の行動であった」（p263）と解説する。「自撰墓誌」にいう七〇歳「終以少傅致仕」は早年からの決意の實行であった。

い、羅氏も「『罷』是『已罷』之意」と解釋するように、會昌元年に罷官され、「年に白衣居士となつたと考えたい。いずれにしても「終以少傅致仕」を自撰原文と看做すならば、太子少傅在任中の想定として「壽過七十、官至二品」と整合する。ちなみに太子「少傅」は正二品である。

**食祿四十年**：「前後歷官二十任、食祿四十年」とは直前にいう「始自校書郎、終以少傅致仕」を時間の上で總括するものであり、校書郎を拜したのは、諸『譜』一致しており、貞元十九年（803）三十二歳であるから、「四十年」は會昌一年（842）七一歳となる。先の會昌一年罷官停俸説に有利であるが、七〇致仕に合わない。「四十」に脱字があるとは考えにくく、七〇歳に整合させるならば位數詞を用いた概數表現とする解釋も可能であろう。「送敏中新授戶部員外郎西歸」詩の「相去迢迢二十年」の自注に「去今二十一年也」という例もある。ただし此は詩歌であり、彼は散文である。平岡氏によれば「七十歳に請願を始めて、七十一歳で致仕するのが、きれいな身の引きざわであった。白居易の尊敬する高郢がそうであった」（『杜祐致仕制札記』p344）。そうならば會昌二年である。

**累贈刑部尚書、右僕射**・略歴の末にいう「累贈刑部尚書、右僕射」は卒後の事にして後人の補筆であること明らかであり、しかも正確ではない。李商隱「唐刑部尚書致仕贈尚書右僕射太原白公墓碑銘」が示すように、「刑部尚書」は生前の致仕官であり、卒後に追「贈」されたのが尚書「右僕射」である。「刑部尚書致仕」詩には「十五年來洛下居、……半俸資身亦有餘」とい、その年を陳『譜』が會昌元年とするのはすでに誤りであるが、汪『譜』・花房『譜』・平岡「七十致仕」・耿等は會昌一年、朱『譜』はその秋後、羅『譜』は會昌三年と

する。平岡氏は「やゝと致仕することが認められた。會昌一年、七十歳」（「七十致仕」p267）という。「序洛詩」に「大和二年、詔授刑部侍郎。明年、病免歸洛」とあるから、「來洛下居」の足掛け「十五年」は會昌三年である。なお、白居易「前幽州押衙瀛州刺史劉令瓊除工部尚書致仕制」があるように、白居易にも「前太子少傅白居易除刑部尚書致仕制」が下されたはずである。

李「墓碑」の題は據るべきではあるが、ただ文中には「九年、除同州、不上、改太子少傅、申百日假、又一「六」歳、得所「病」薨官」といて刑部尚書致仕のことが明記されておらず、また『新書』本傳に「會昌初、以刑部尚書致仕、六年卒」、「舊書」本傳に「會昌中、請罷太子少傅、以刑部尚書致仕」というのも正確ではない。敢えていえば「會昌初」に「請罷太子少傅」、「會昌中」に「以刑部尚書致仕」である。

**前後著文集七十卷、合三千七百二十首**：最も厄介なのがこの一文である。『前集』五〇卷に『後集』一〇卷を加えた七〇卷の成立年代について考える者の説は一致しており、陳『譜』・汪『譜』には見えないが、花房『譜』・朱『譜』・羅『譜』・芳村（p336）は會昌二年七一歳の時とする。その根據はいずれも「送『後集』往廬山東林寺兼寄雲臯上人」詩にいう「彼此年過七十餘」の語である。この説は前後續集中に屬す那波本の編成にも合致する。その『後集』は先詩・後筆に二分類して編集されているが、「詩」類の卷六八「律詩」には開成四年から會昌二年までの作が、詩體を異にするために分巻されている次の卷六九「半格詩」には開成二年から會昌二年の作が編次されており、いっぽう「筆」類である卷七〇「碑記銘吟偈」には開成四年から會昌元年の作が編次されている。たしかに七〇卷本は會昌二年までを

集めていた。更に今本の編次によれば、卷六九「半格詩」の最後には「哭劉尚書夢得」があり、つまり「詩」類はこの詩で終わっており、劉禹錫は會昌二年七月の卒であるから、七〇卷は同年七月あるいはそのやや後に完成したということになる。

そうであるならば開成四年自撰説は明らかに成立し得ない。開成四年にその三年後である會昌二年の時點を豫想してかくも具體的な數値を記入したとなれば、自撰墓誌は單なる豫言か虚構の説でしかない。

芳村氏（p337）が「後世の妄改と判断」されるのも道理である。そこで開成四年冬の自撰を説く氏は「蘇州南禪院白氏文集記」が開成四年一月一日の作であるのによってそれについていう「六十七卷」と「三千四百八十七首」に近い數値が記されていたとする。たしかに十箇月の間に「前後著文集七十卷、合三千七百一（英華作三）十首」つまり三卷・二二三首も増加していることになるから、七〇卷は明らかに開成四年中の成立ではあり得ない。また、那波本集首總目末に示す「七十五卷、總三千五百九十四首」によれば、一〇七首になるが、三卷の量としては逆に少な過ぎる。ちなみに『前集』以後の毎卷平均首數は七〇餘。では、果たして「後世の妄改」であろうか。『後集』一〇卷の「序」は失われて傳わっていないが、假に後人がそれを見ていたとすれば、それに據つて改易することは可能である。しかし後人は「累贈刑部尚書、右僕射。……以會昌六年月日終於東都履道里私第、春秋七十有五」と補筆改易する者である。つまり白居易の卒時を記録する者であるから、この部分に限つて、開成四年であるか會昌二年であるかを問わず、別の一時點に立つて改易したというのは情理に合わない。假に改易したのであるならば那波本「白氏集後記」（會昌五年五月）にいう「前後七十五卷、詩筆大小凡三千八百四十首」に近い數値であったはずで

ある。この首數にも訛誤は豫想されるが、しかし李「墓碑」に「集七十五卷」といい、『舊唐書』にも「有文集七十五卷」とあるように、少なくとも七五卷であることは廣く知られていた。そこで注意されるのが『舊唐書』の記載「有文集七十五卷、『經史事類』三十卷、並行於世」であり、この文は「自撰墓誌」の「前後著文集七十卷、……。又著『事類集要』三十部、……、行於世」に符合する。このことは、原文は「前後著文集七十五卷、合三千七百一十首」に作られていたが、後に「五」が脱字して傳わったことを思わしめる。「前後」が前集・後集を謂うものであれば「七十卷」になるが、「白氏集後記」に「前著『長慶集』五十卷、……『後集』二十卷、自爲序。今又『續後集』五卷、自爲記。前後七十五卷」という副詞の用法もある。ただしそうならば三七二〇首では少な過ぎる。そもそも漢數字の抄傳には訛誤が多く、過信は禁物である。那波本は集首に每帙の所收首數を示し、また各卷首にもそれを示すが、往々にして合わず、さらにそれは各卷の所收實數とも合わない。元稹「白氏長慶集序」では『前集』五〇卷の作數を「凡一千一百九十一首」とするが、『舊唐書』は「凡一千二百五十一首」を作り、「一」を「二」、「九」を「五」に誤るもの字形相近による。そこで「三千七百二十首」にも訛誤のあることが豫想される。この點は十分警戒しなければならないとしても、そこには何らかの具體的な數値が示されていたわけである。假に『前後集』七〇卷が「墓誌」自撰の直前に完成していたならば、具體的な作品數は示し得ることであり、「前後著文集七十卷、合三千七百二十首」の記載は、首數に訛誤を含むとしても、卒後においても、「續後集五卷」を缺いているだけであって、事實であるから、後人は敢えてこれを改易しなかつたことも考えられる。ちなみに「以某月日葬於華州下邽縣」

も卒後の事實とは異なるが改易されていない。では「三千七百三十首」の數値に訛誤はないであろうか。結論から先に言えば、これも實際に近いものであったと考えられる。

七〇卷本の『後集』二〇卷は先詩後筆の構成からみて三つの段階を経ている。(一) 卷五から卷六〇「碑記序解祭文」までの一〇卷、即ち廬山本六〇卷に同じ。(二) 「蘇州南禪院白氏文集記」を境にして卷六七「銘誌序贊祭」までの七卷<sup>(1)</sup>、即ち蘇州本六七卷に同じ。(三) 卷七〇「碑記銘吟偈」までの三卷、即ち開成四年一月から會昌一年中まで、三年餘の間の作。末の三卷は那波本等によれば計一〇四首であり、これに「蘇州南禪院白氏文集記」にいう六七卷・三四八七首を加えれば七〇卷は計三六九一首となる。那波本總目にいう七〇卷・三五九四首よりも約百首も多く、むしろ「自撰墓誌」にいう三七二〇首に近い。またこれは別の方針によつても確認できる。那波本卷六五「律詩」は卷首に八二首とするが、一〇〇首であつたことは花房氏(p.259)のすでに指摘する所であり、卷六二「律詩」も卷首に四七首というが一〇〇首あつたることは蘇州本六七卷三四八七首・廬山本六〇卷二九六四首との關係から推測される。ほんらい卷六一「墓誌序贊祭」は卷六七「律詩・雜體附」の後にあつた、つまり後人が誤つて「墓誌序贊祭」の卷を移し替えているわけであり、その改編の際に卷六二(本来は卷六一)「律詩」中の作を喪失したのではないか。さらに、那波本卷七〇に當たる紹興本七一卷の後には「會昌二年春」作の「佛光和尚真贊」と共に「自撰墓誌」が附されており、この二篇は卷首の目録に題名の見えないものであつて外集に補遺されていたのを卷七一(1988年)がこの二篇を卷七一に加えているように、たしかに前後集本

卷七〇にあってよい。そこでこれら一篇と「後序」を加えるならば七〇卷は三七〇七首をやや越えるものでなければならない。表「後集」一〇卷の構成と首數の推定」を参照。この他、諸本に見えない卷六七「戲酬皇甫十再勸酒」(『管見抄』)や卷六八「嬾出」(金澤文庫本)等々を考慮すれば修正の餘地はあり、また誤字による多少の誤差もあるうが、大勢はこのようなものであった。つまり蘇州本・廬山本等との關係から見ても七〇卷は三七〇〇前後と推定され、これは「自撰墓誌」にいう「前後著文集七十卷、合三千七百三十首」に極めて近く、統計學的な見地からもむしろこの一文の方が自撰の原文である蓋然性が高いといえる。『前後集』七〇卷の完成が會昌一年であるならば、先の「食祿四十年」に符合し、「過七十」・「終以少傳致仕」とも矛盾しない。

『後集』二〇卷の構成と首數の推定								
帙	卷	分類	集首	卷首	推定		廬山本	蘇州本
八	51	雜體格詩韻行	554	57	57≤	1309	773 (2964- 2191)	1296 (3487- 2191)
	52	格詩 雜體		60	60≤			
	53	律詩一		100	100			
	54	律詩二		100	100			
	55	律詩三		100	100			
	56	律詩四		100	100			
九	57	律詩五	328	90	90	540	523	207<
	58	律詩六		100	100			
	59	碑誌序記表		13	13			
	60	碑記序解祭文		12	327			
	61	銘誌序贊祭		18	18			
	62	律詩		47	100			
	63	格詩 雜體		47	47			
十	64	律詩	578	100	100	207<	1499<	1503<
	65	律詩		82	100			
	66	律詩		100	100			
	67	律詩 雜體附		75	561			
	68	律詩		100	100			
	69	半格詩		95	95			
	70	碑記銘吟偈		9	12<			
	後集20卷		1460	1405	1516<			
+ 前集50卷2191首			3651	3596	3707<	3690<	3694<	
那波本集首前後70卷3594首				「自撰墓誌」70卷3720首				

姪孫阿新・「自撰墓誌」の「以姪孫阿新爲之後」も偽撰説の根據の一つであったが、芳村氏（p334）が『白居易家譜』の「白氏先人年事實錄」にいう「景受、小字阿新」を挙げ、また「銘孫」の「孫」は「子」の誤字、もしくは衍字であろう」というのに間違いなかろう。その後に見える「啓手足之夕、語其妻與姪曰」とは臨終の言であり、「姪」が後嗣であることを告げているようにもとれる。しかしここにまた新たな問題が生じた。「白氏先人年事實錄」に信を置くのであれば、その「會昌元年」の條に「是年春、以兄幼文次子景受嗣」（p48）とあるから、開成四年説は自己矛盾に陥る。『家譜』によって「阿新」を景受と看做すならば、「自撰墓誌」の作は會昌元年春以後でなければならぬ。しかし芳村氏が提示した新説の根據は、上に見てきた會昌年間の記事と奇しくも合致するのである。

### 三、白居易「自撰墓誌」の制作年代

以上の考察をふまえてまず指摘しておきたいのはテキスト「自撰墓誌」における三つの時間あるいは視點の存在である。自撰の時點の他に會昌六年と會昌九年・一年がある。前者は實際の卒時であり、後者は自撰時に想定されたであるう卒時までの事である。つまり白居易（A）の視點には自撰の時點（a<sub>1</sub>）と想定する卒時（a<sub>2</sub>）があり、白居易の卒後にあってその生前を知る後人（B）の視點（b）と書寫傳刻等の過程における不特定の後人（C）による訛誤脱字（c）がある。そこでテキスト「自撰墓誌」（J）の構成は次のような公式で示すことができよう。

$$J = (a_1 + a_2) + b + c$$

これによって先に考察した所は表のよう整理することができる。

記載事項	年代・年齢	a <sub>1</sub>	a <sub>2</sub>	b	c
大曆六[七]年……生	大曆七年（772）一歳	○			○
以會昌六年終	會昌六年（846）七五歳			○	?
春秋七十有五	會昌六年（846）七五歳			○	?
累贈刑部尚書、右僕射	會昌六年（846）七五歳			○	○
以某月日葬於華州下邽縣	[會昌六年（846）七五歳]		○		
壽過七十	會昌元年（841）七〇歳～	○	?		
終以少傅致仕	會昌元年（841）七〇歳～	○	?		
食祿四十年	會昌元年（841）七〇歳	○	?		
前後著文集七十卷……	會昌二年（842）七一歳	○			
以姪孫[子]阿新爲之後	會昌元年（841）七〇歳	○	?		○

bは會昌六年（846）七五歳卒時の内容であり、a<sub>1</sub>は開成四年自撰説では開成四年（839）= a<sub>2</sub>となるが、先の本文の考察によつて作者が自己の最期を想定していることは明らかであり、a<sub>2</sub>は會昌元年・二年の間にある。さらにそれを特定すれば、「壽過七十」「終以少傅致仕」は自撰時點の現状によつて想定可能であるとしても、「樂天無子、以姪子阿新爲之後」は重要な内容にして長文であり、後人が插入したとは考えにくく、しかも「語其妻與姪曰：吾之幸也、壽過七十、官至一品」に符合する。いずれも會昌元年春・七〇歳以後のことである。そこで開成四年自撰説に立てば「自撰墓誌」は最期を會昌初と想定して制作された、と修正しなければならない。

しかし會昌元年（842）は開成四年（839）の一周年後である。開成四年に中風に罹つて死期の迫つていることを自覺したことは確かである。

り、假にその自覺が自撰を促したとしても、なぜ最期を二年も後に想定したのか。この點では汪立名の「會昌初」説の方が適當である。ただし明確ではない。いっぽう「前後著文集七十卷、合三千七百二十首」という巻數・首數は開成四年の時點で想定することは不可能であり、その成立は會昌二年である。そこで元年との整合を圖れば「食祿四十一年」を概數とし、「前後著文集七十卷」を後人による改易「前後著文集七十五卷」であったが後に「五」字を脱したと考えねばならないが、逆に二年とすれば、「壽過七十」を七一年と解釋すればよい。これらの整合性を考えれば會昌二年での自撰と看做すのが最も當を得ているであろう。

この説は必ずしも「自撰墓誌」の題下注「開成四年、中風疾後作」とは矛盾しない。「中風疾後」とあるから制作時期を開成四年中に限定する必要はなく、問題はどれほど「後」かである。じつは『舊唐書』本傳にはその間の事情が記されており、「(開成)四年冬、得風病、伏枕者累月、乃放諸妓女樊・蠻等、仍自爲墓誌」という。開成四年冬十月六日に中風に罹った後、數箇月間病床にあり、妓女の樊素・小蠻たちを解放してから「墓誌」を自撰した、というこの記載は、時間・人名を擧げて具體的であって必ず據る所がある。これはまた「白氏先人年事實錄」の「開成四年」條に「公年六十八歲、十月、得風渾病、枕席累月、歌妓一名樊素、善歌、一名小蠻、善舞。自此皆放而去之」とあるのに酷似している。兩者の據った資料として「自撰墓誌」の他に「病中詩十五首」や「不能忘情吟」があったことは明らかである。『舊唐書』も「仍自爲墓誌」の後に「病中詩」序を引用しており、それに「旬月以還、厥疾少聞、杜門高枕、澹然安閒」<sup>(3)</sup>といふから、危篤状態を體験して最期を覺悟し、小康を得た後に至って身邊整理にとりかかつ

た。しかし「自撰墓誌」等には「放諸妓女樊・蠻等」のことは見えない。「病中詩十五首」中の「別柳枝」や「不能忘情吟」序には家妓樊素を解放することが見えるが、陳振孫『年譜』は「春盡日宴罷感事獨吟」詩中に「春隨樊子一時歸」の句があることによつて「其初疾欲放而復留、至明年春乃去耳」、開成五年春になつて解放したとする。その詩の題下注に「開成五年三月三十日作」という。自注と見てよからう。したがつて『舊唐書』に據つても開成四年説は成立しない。妓女「蠻」については陳『譜』に「本事集」云々「白尚書姫人樊素善歌、小蠻善舞。嘗爲詩云々櫻桃樊素口、楊柳小蠻腰。」……以『(白)集』考之、不見此一句詩、亦無所謂小蠻者」というが<sup>(36)</sup>、『舊唐書』は孟棨『本事詩』(光啓二年888)が見たのと類似の資料を使つていて、あるいは『舊唐書』には「文集七十五卷」と著録するから原書に近い集本を資料としていたことも考えられる。ただし傳存の七一卷本にも「天寒晚起、引酌詠懷、寄許州王尚書、汝州李常侍」(開成三年)詩に「四海故交唯許汝、十年貧健是樊蠻。相思莫忘櫻桃會、一放狂歌一破顏」と見え、また「對酒有懷、寄李十九郎中」詩(會昌元年?)には「往年江外拋桃葉、去歲樓中別柳枝」の下に紹興本に自注「樊、蠻也」があり、小蠻の存在が知られる。「別柳枝」詩の冒頭「兩枝楊柳小樓中」という「兩枝」も樊・蠻の二妓である。そこで「放諸妓女樊・蠻等」の後であるならば、「仍自爲墓誌」の時間は開成四年冬ではなくて五年四月以後であり、會昌二年に矛盾しない。

ただし會昌二年自撰説にも疑點が殘らないわけではない。會昌二年は題下注にいう「開成四年、中風疾後」二年餘であり、時間が空き過ぎる感がある。ただし集本の題下注は那波本系と紹興本で必ずしも一致しておらず、またこの題下注が自注であるとしても『舊唐書』とは

必ずしも一致するものではなく、脱文の可能性がないとはいえない。

次に、後人による補筆改易と訛誤等の発生についても b・c を断定しがたい所がある。補筆改易は卒時に及ぶもので「自撰墓誌」の書丹時に行なわれた可能性があり、そうならば主に書者白敏中の手によるということにならうが、「以某月日葬於華州下邽縣」を残している所を見れば原文を尊重しているから、全てがりであるとは限らないであろう。集本の「醉吟先生墓誌銘」が拾遺されたのであるならば、それは石本に據つて傳わっていたものである可能性が高く、抄刻の過程で生じた訛誤 c は刻石時よりも石本後のものではなかろうか。『舊書』の本傳が「自撰墓誌」を資料としていることは明らかであるが、「以其姪孫嗣」に作つてあるから相當早くから訛誤 c が生じていた。

### おわりに

景祐本・紹興本等先詩後筆本の傳える「醉吟先生墓誌銘」は白居易の自撰であり、會昌六年十一月に洛陽龍門香山西北巖で埋葬された際に從祖弟白敏中の書丹をもつて友人河南尹盧貞によって墓側に刻立された。それは會昌元年春・七〇歳に百日暇の満期によつて太子少傅の官を罷免停俸され、翌二年に至つて『白氏文集』七〇巻を完成した後、致仕官の裁可が未だ下らぬ間、恐らくその劉禹錫卒の七月以後に、最期を想定して自撰されたものであった。本稿の假説である。劉禹錫もこの年、自撰墓誌に相當する「子劉子自傳」を書いている。「哭劉尚書夢得」は先詩後筆本の卷六九「半格詩」の最後に收載する。つまり七〇巻本にあつた。かくして「會昌」二年、罷太子少傅爲白衣居士、又寫真於香山寺藏經堂、時年七十一」、白居易は名實ともに官吏として

の自己」と訣別し、香山居士として餘生を送ることとなる。なお、陶穀「龍門重修白樂天影堂記」(廣順三年953)に「饗廟食、畫雲臺、可矣。矧山椒遺像乎。……歲月末積、棟宇將壞。考其由、中和(881-885)初、黎民經之而弗勤、詢其制、長興(930-933)末、秦王修之而弗至」というものは、宋初の『太平寰宇記』卷三「河南府・河南縣」(宋本)にいう「白居易影堂・在縣南二十里、唐會昌元年置」であるが、「山椒遺像」が「香山居士寫真詩」序に「會昌」1年……寫真於香山寺藏經堂、時年七十一」という香山での「寫真」肖像畫を指すのであるならば「元年」の「元」は「一」の訛字であり、假説を傍證する。ただし影堂の創建が卒後である可能性も否定できず、そうならば「元」は「六」の訛字であろう。

て罷官停俸となるが、會暦三年まで致仕官が裁可されず、しかも刑部尚書致仕を下されたのは、當時の宰相であつた李黨の領袖李德裕の意に出たものに違いない。さうにいえば、開成五年冬に病氣を理由に百日暇を願い出たこと自體が同年九月に宰相となつた李德裕の復權を忌避したことであらう。唐制では「病氣休暇は百日を與えられ、それが終ると停職になる」(平岡p263)、「致仕が許されると俸祿の半ばを支給されるが、停職の間は無給である」(p264)。「自撰墓誌」には「終以少傳致仕」というが、會暦一年の作「達哉樂天行」によれば「半祿未及車先懸」のために園田宅地を賣却して生活費を工面する計畫さえ立てていた。七〇歳致仕を間近にした白居易にとって百日暇にによる罷官停俸は覺悟の上であったとはいへ、致仕官の裁可がかくも長く延ばされるとは豫期していなかつたのではなかろうか。ではなぜ敢えてこのような百日暇・罷官停俸の窮途を擇んだのか。それはただ老病と最期の自覺という一身上の都合のみではなかろう。「醉中得上都親友書、以予停俸多時、憂問貧乏、偶乘酒興、詠而報之」詩の「五度棄官人」の句に附した自注に「蘇州、刑部侍郎、河南尹、同州刺史、太子少傅、皆以病免也」という。かつて「蘇州」刺史時代に眼病を理由に百日暇を得て洛陽に歸省したのは李德裕が浙西觀察使であつたことに因る。また「河南尹」時代に頭風を理由に五旬暇を得て一時引退したのも李德裕が宰相に就いたためである。さうに「刑部侍郎」の病免についても黨争を避けた行爲とする説がある。<sup>(12)</sup> いずれも李德裕黨政権を忌避した舉動であり、今回もそうであつたに違ひない。

(1) 抽稿「田氏文集」宋代諸本の系譜」(『島大言語文化』24、2008年)。

- (2) 「鶴田題寫作『李德裕相公貶崖州三首』考辨」(『島大言語文化』25、2008年10月)に詳しい。
- (3) 芳村弘道「白居易『醉吟先生墓誌銘』の眞偽」(『日本中國學會創立五十周年記念論集』汲古書院1998年)、後に『唐代の詩人と文献研究』(中國藝文研究會2007年)に收錄(p327)。以下、引用は本書による。
- (4) 「岑仲勉『田集醉吟先生墓誌銘存疑』辨」(『唐代文學論叢』總四輯1983年第9本1947年)。
- (5) 四年冬、風病を得、伏枕すること累月にして、乃ち諸妓女の樊、蠻等を放ち、仍お自ら「墓誌」を爲る。
- (6) 自撰墓誌に云く、「彭城の劉夢得と詩友と爲る」と。殊に元公を詠わざ。
- (7) 按するに此れ「墓誌」の語に非ず、乃ち『醉吟傳』中の語なり。
- (8) 「元和朋黨錄」については拙稿「鶴田題寫作『李德裕相公貶崖州三首』考辨」(前掲書)に詳しい。
- (9) 「『誌』(『醉吟先生墓誌銘』)言葬(華州)下邦、此在洛陽、並不同地。即謂原草如是、敏中代書、必不仍舊、且碣樹墓上、誌藏穴中、吾有以知此『誌』非錄白石本也。」
- (10) 遺命すらく下邦に歸せず、香山如瀧師塔の側に葬る可しと。家人は命に從いて焉に葬る。
- (11) 北京圖書館藏南宋刻本(古逸叢書本)『金石錄』では卷一〇「田錄」・卷二〇「跋尾」共に「……墓碑」を作るが、行素草堂金石叢書本(清・朱記榮輯)ではいずれも「……墓誌」を作る。
- (12) 朱長文『墨池編』(萬曆八年1580年時成重訂本)は王厚之『復齋碑錄』の前にあってその卷六「碑刻」は歐陽修『集古錄跋尾』(嘉祐八年1063)を繼ぐものであり、「碑刻」の末に「唐碑不可勝數、又不知千百世後所遺者復幾何耶、余乃據所見聞載錄於左、俾好奇者或可以求之也、其不在

錄者更多矣、餘不能悉知爾」という。通行の明刻本『墨池編』は隆慶中(1567-1572)薛晨が補訂したもの。「碑刻」末の注に「宋以前碑刻考、朱伯原採錄間多脫誤、晨爲之訂次、宋以後碑刻考并法帖、晨竊增入」というから、増補しているのは宋以後のものである。

(13) 『唐會要』卷七九「謚法」・『冊府元龜』卷五九六「掌禮部・謚法」によれば、大中二年(849)十一月に白敏中が白居易の謚號を請願して「文」を賜っており、また白居易は會昌末年(846)に薨じているから、「大中末」は「會昌末」の誤りであろう。

(14) 白傅、大中[會昌]の末、曾て諫官の上疏して請謚する有り。上曰く「何ぞ『醉吟先生墓表』を取つて看ざる」と。卒に謚を賜わす。從父[祖]弟敏中、相位に在り、「神道碑」を立てんことを奏す。文は即ち李義山の詞なり。

(15) 白傅は龍門山に葬せられ、河南尹盧貞は「醉吟先生傳」を刻して墓側に立て、今に至るも猶お存す。

(16) 李商隱は「墓誌」「碑」銘を書「撰」し、碑を正に立つ。河南尹盧貞は「醉吟先生傳」を左に刻す。

(17) 抽著『中國乳洞巖石刻の研究』(白帝社2007年)「河南尹の盧貞について」。郁賢皓『唐刺史考全編』(安徽大學出版社2000年)が盧貞について「河南府」で「會昌四年五年」(p613)とし、「廣州」で「會昌五年六年」(3175)とするのは誤り。

(18) 元・駱天驥『類編長安志』卷10「石刻」に「唐柳州刺史柳宗元碑」・韓愈撰、沈傳師正書。碑以元和十五年立、在鳳栖原墓前、碑碎」早くは『京兆金石錄』(寶刻叢編)卷8)に「唐柳州刺史柳宗元墓誌」・唐韓愈撰、沈傳師正書、「元和十五年」、また洪興祖『韓文類證』(方崧卿『韓集舉正』)に「京兆萬年司馬村『柳子厚銘』」。他に「韋丹墓碑」と「韋丹墓誌」があつた。これらは劉真倫『韓愈集宋元傳本研究』(中國社會科學出版社2004年)がつうようだ「一文兩刻」(p592)、「一碑一誌者」

不尐」(p619)。詳しく述稿「柳宗元祖學考略」(島大言語文化)2009年掲載豫定)。

(19) 欧元端(p167)は現存の香山白墓は「香山西北巖下の小山の頂上」、「舊唐書」本傳に「葬於香山如滿師塔之側」、「白居易家譜」所收「白氏先人年事實錄」の「會昌六年」條に「十一月六日、葬於龍門東山、雙塔北琵琶山巔、周圍五里、俱系護墳地」(p49)という。今日、西北巖にある小山は琵琶峯と呼ばれている。なお、『寶刻類編』(齊雅堂叢書本)卷六「白敏中」では「吟」を「隘」に作り、「北」を「壯」に誤る。

(20) 累りに刑部尚書・右僕射を贈らる。……始むるに校書郎自りし、終るに少傳を以て致仕す。前後に歷官すること二十任、食祿すること四十年。……前後に『文集』七十卷を著わす、合わせて三千七百二十首、家に傳う。又た『事類集要』三十部を著し、……大曆六年正月二十日、鄭州新鄭縣東郭宅に生まれ、會昌六年月日を以て東都履道里私第に終う、春秋七十有五、某月日を以て華州下邽縣……に葬る。手足を啓ぐの夕、其の妻と姪とに語げて曰く：「吾の幸なる也、壽は七十を過ぎ、官は二品に至る。……」と。……天地の中に生くること七十有五年。

(21) 趙明誠『金石錄』(宋本)卷三〇「跋尾」には「『舊唐史』云：『居易以大中元年卒、年七十五〔六〕』。而『新史』云：『卒於會昌六年、年六十七十五』。今碑所書與『新史』合。又『舊史』書居易拜官歲月、亦多差謬不合、小失不足道、故不錄」と指摘するが、「今碑所書」つまり李商隱「墓碑」と『新唐書』本傳は合致するというから「七十五」を作っていたはずであり、「舊唐書」はそれと矛盾するというから「七十六」に作っていた。つまり今日の通行本と同じであり、『金石錄』の誤訛。

(22) 「喜老自嘲」詩の「行開第八秩、可謂盡天年」句の自注に「時俗謂七十已上爲開第八秩」。この用法はすでに「七年元日對酒五首」(大和七年六一歳其二)に「年開第七秩、屈指幾多人」、「思舊」(大和八年)「已開第七秩、飽食仍安眠」と見える。

- (23) 昨日復た今辰、悠悠たり七十の春。……珮を解きて朝帶を收め、簪を抜きて野巾に換う。
- (24) 達なる哉、達なる哉、白樂天、東都に分司すること十三年。七旬纔に満ちて冠は已に挂くるも、半祿は未だ及ばずして車は先に懸く。……吾れ今已に年七十一、眼昏く鬚白く頭は風眩せり。
- (25) 七年少傳爲り、品は高く俸は薄からず。……今春始めて病もて免ぜられ、纓組初めて擺落せり。
- (26) 會昌二年、太子少傳を罷けられて白衣居士と爲り、又た眞を香山寺藏經堂に寫す。時に年七十一。
- (27) 十五年來洛下に居す、……半俸は身を資けて亦た餘り有り。
- (28) 『唐文粹』・『樊南文集詳註』・『全唐文』は「二歳得所薨官」に作り、『詳注』に「徐刊本作“所”、非」。朱金城『白居易集箋校（六）』（上海古籍出版社1988年）も「得所」を「得病」に作るが、「申百日假、又二歳得病、薨官」では事實に合わない。明・馬元調校本が「二」を「六」に作るのがよい。
- (29) 『管見抄』は景祐本を抄録して「文集七集七十卷」に作るが、「七集」は衍文。あるいは「七帙」の誤か。
- (30) 那波本の卷七末「白氏集後記」は「大集」七五卷の序であり、それに「後集二十卷、自爲序」とある。今、那波本卷五一首・紹興本卷二一の「後序」が前集五〇卷の後にして後集二〇卷の前にあるが、それは長慶三年冬から大和二年（828）秋までの作を集めた後集五卷本の序である。ただし那波本・紹興本では作品數・軸數がすべて削除されており、東大寺藏宗性『白氏文集要文抄』に「前二「五」年（長慶四年824）、元微之爲予編次文集而敍之。凡五帙、每帙十卷」（乾長慶三年冬、號白氏長慶集。邇來復有格詩五十首、律詩三百首、碑誌序記表賛三十首、以類相附、合而五軸、又從五十一以降、卷而第之。是時大和二年（828）秋、予春秋五十有七」という。
- (31) 花房『白氏文集の批判的研究』（p114）によれば南禪院本は那波本卷六一から卷六六までの詩と卷六七の筆の編成が逆になっている。そうなれば「蘇州南禪院白氏文集記」が卷六七「銘誌序贊祭」の末に來ることになるから、本來の編成を傳えているといえよう。
- (32) 公年六十八歳、十月に風痺病を得、枕席すること累月。歌妓、一名樊素、歌を善くす、「一名小蠻、舞を善くす。此れ自り皆な放ちて之を去る。
- (33) 旬月より以還、厥の疾は少しくいたり。門を杜じ枕を高くして澹然安閑たり。
- (34) 其の初め疾みときに放たんと欲するも復た留め、明年春に至りて乃ち去る耳。
- (35) 『本事集』に云わく「白尚書の姫人樊素は歌を善くし、小蠻は舞いを善くす。嘗て詩を爲りて云わく『櫻桃は樊素の口、楊柳は小蠻の腰。』」と。……『集』を以て之を考うるに、此の二句の詩を見ず、亦た所謂る小蠻なる者も無し。
- (36) 陳『譜』は後文に「公又嘗有詩云」として「注云・菱、谷、紅、紫、皆小蠻名也」とあるという「蠻」は「臧獲」の誤。陳『譜』の原文ではなく、後人の傳抄上の誤りであろう。
- (37) 四海の故交は唯だ許汝のみ、十年貧健なるは是れ樊蟹なり。相思いて忘る莫れ櫻桃の會、一は狂歌を放ち一は破顔す。
- (38) 往年は江外に桃葉を抛つ、去歲は樓中に柳枝に別る。
- (39) 廟食に饗し、雲臺に畫くも可なり。矧や山椒の遺像をや。……歲月末だ積まず、棟宇は將に壞れんとす。其の由を考うれば、中和の初、黎民は之を経るも勤めず、其の制を詢ねれば、長興の末、秦王は之を修むるも至らず。
- (40) 李珏の貶謫については兩『唐書』・『通鑑』等の間に齟齬と誤謬があり、桂林華景洞石刻に従うべきである。拙著『桂林唐代石刻の研究』（白帝社2005年）に詳しい。

(41)

白居易と李德裕の間隙については拙稿「偽白居易作『李德裕相公貶崖州三首』考辨」(前掲書)に詳しい。

(42)

『唐詩紀事』卷三九「白居易」の「大和二年」條に「時李黨事興、樂天畏禍求退、故詠懷云……」。